

豊丘村空き家等対策計画（案）に対するご意見

No.	ご意見内容	回 答
1	<p>全般的意見</p> <p>計画書策定の目的は、増え続けている空き家のうち、再利用不可能な廃屋の対策と、利活用が可能な空き家の適正管理とその利用の対策と考える。どちらも重要課題であるが、国の特別措置法の目的にあるように、周辺環境へ悪影響を与えている廃屋対策が最も重要な課題と考える。この点を主眼に計画書(案)を読むと、廃屋対策についてはやや及び腰であると感じざるを得ない。</p> <p>具体的には、計画書(案) P.6の実施方針中の「解体費用の回収ができない可能性が高い」「所有者の管理責任の放棄を助長する恐れがある」等、積極的に取り組む姿勢がうかがわれない。(これらの記述は正確でないことは後述する。)</p> <p>むろん、個人の財産に対する公権力の介入であり、慎重にならざるを得ないことは当然だが、他方、地域の安全や環境を良くするという観点からは毅然とした態度で臨むことが肝要と考える。ここは、特定空き家対策に対する強い意志を盛り込んだ対策計画にすべきと考える。言うまでもなく、この計画書は策定することが目的ではなく、この計画を実行することにより、安全で環境も良い住みよい村にするためのものであるため、より実効のある内容とすべきと考える。</p>	<p>空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家対策は、その第一義的にはその所有者及び管理者が自らの責任において的確に対応することが規定されています。</p> <p>個人財産である家屋に対する対策は、強い公権力の行使となるため、その対応には、相当な期間と、多額な費用負担を伴う事業であり、住民の皆様の十分な理解を得なければ推進できない事業である。</p> <p>及び腰であるとのこと指摘も十分理解できるが、計画にのっとり、慎重に、着実に事業を推進してまいりたい。</p>
2	<p>個別的意見</p> <p>1) 計画期間の5年は長いのではないか。固定資産評価替えのサイクルである3年が望ましい。理由は、この課題は、よりスピーディーに対処することが必要と考える。また、<u>年次計画</u>をきちんとたて、年毎の具体的事務処理を明確にすべき。</p>	<p>空き家法においても施行後5年経過で検討を行うこと、この計画策定後も、各対策には相当の期間を有すること等を判断すると、<u>計画期間は5年としたい</u>（当然スピーディーな対応を求められていることは重々承知しています）。また、状況の変化による計画の見直しは随時行ってまいります。</p>

豊丘村空き家等対策計画（案）に対するご意見

<p>2) 計画書中にデータベース化の記述がない。きちんと書き込み、情報の共有化と、処理経過や該当家屋の増減等の管理をすべき。</p>	<p>空き家法第 11 条でも、<u>データベースの整備</u>については規定されていますので、本計画の第二の 3 として整理したい。</p>
<p>3) P.6 (2) 命令及び行政代執行中に「費用の徴収」事項が記述されていない。この事項を記述するとともに、徴収できない場合は国税徴収法による強制徴収事項も明記すべき。 なお、P.5 1 実施方針中の「解体費用の回収ができない可能性が高い」「所有者の責任放棄を助長する恐れ」の記述は、上記理由から適正ではないので削除すべき。</p>	<p>本計画の空き家対策は、法施行に合わせて策定されている国のガイドラインに沿った対応を考えています。このガイドラインの中には、費用徴収の方法も明記されています。また、全国の先進事例でも、費用徴収に苦慮されている事例が多く報告されているため「可能性が高い」「恐れがある」との表現はそのままとしたい。</p>